

『本気の政治改革』実現に向けた法制上の措置」の立法イメージ

1. 政治資金透明化法案（政治資金規正法等改正案） 【新規立法】

第1 政治資金収支報告に関する処罰の強化

- 1 収支報告書の不記載、虚偽記入等に係る「連座制」
- 2 その他「政治資金の隠匿」に係る罰則の強化
- 3 国会議員関係政治団体の代表者の国会議員への限定

第2 政治資金収支報告の適正の確保・公開の充実

- 1 国会議員関係政治団体から寄附を受けた政治団体の収支報告の特例
※「茂木方式」への対応
- 2 登録政治資金監査人による外部監査の拡充
- 3 政治資金収支報告書のオンライン提出の義務化
- 4 収支報告書のインターネット利用による公表
- 5 国会議員関係政治団体の収支報告書の一元的閲覧
- 6 収支報告書の公表期間の延長等

提出済み法案は取り下げ
提出済み法案は取り下げ

第3 政策活動費・調査研究広報滞在費（旧文通費）の透明性の確保

- 1 政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止
- 2 渡切りの方法による経費支出の禁止

第4 第三者機関

2. 歳費法等改正案 【2022年11月17日提出済み、立・維・国共同】

第3 政策活動費・調査研究広報滞在費（旧文通費）の透明性の確保

- 3 調査研究広報滞在費の収支の公開・残余额の返還

3. 政治資金パーティーの開催禁止法案 【新規立法】

第5 政治資金パーティーの開催及び企業・団体献金の禁止等

- 1 政治資金パーティーの開催の禁止 ※「オンライン・パーティー」含む

4. 企業・団体献金禁止法案 【2022年6月3日提出済み】

第5 政治資金パーティーの開催及び企業・団体献金の禁止等

- 2 企業・団体献金の禁止 ※岸田方式にも対応
- 3 個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充

※「本気の政治改革実現に向けて」（2024年1月26日）の後、予算委員会等で追及した「岸田方式」「茂木方式」「オンラインパーティー」についての規制を強化

・「岸田方式」：政治団体ではない任意団体が、「政治資金パーティー」に該当しないパーティーを行い、その収益を岸田総理が代表を務める政党支部に寄附

・「茂木方式」：寄附金控除適用の国会議員関係政治団体から国会議員関係政治団体以外の団体（「適用外団体」）に寄附をし、その「適用外団体」が政治活動に関する支出をすることにより、厳しい支出公開規制の適用を免れていた

・「オンラインパーティー」：現行法上、オンラインパーティーは「催物」に当たらないと解釈され、政治資金パーティーの公開・収入規制の適用を受けない「機関紙誌の発行その他の事業」として収支報告書に記載